

東京港における物流機能（鉄道輸送）強化実証事業実施要綱

（制定） 令和３年５月１３日付３港経振第 75 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、東京港の物流機能強化を推進するため、東京都が行う実証事業において、国際海上コンテナ（I S O 規格）（以下「海上コンテナ」という。）で輸送される貨物を国内鉄道用コンテナに詰め替えて輸送を行う、もしくは国内鉄道用コンテナから海上コンテナに詰め替えて輸送を行う民間事業者に対し、東京都の予算の範囲内において実証事業に要する費用を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（実証事業）

第 2 条 実証事業は、東京港で輸出入される外貿コンテナ貨物について、次のいずれかにより輸送し、トラック輸送との費用やリードタイムの比較等について検証するものとする。

- （１）東京港で輸入される海上コンテナ貨物を、東京港のコンテナフレートステーション（Container Freight Station。以下「C F S」という。）等において国内鉄道用コンテナへと詰め替えを行い、東京貨物ターミナル駅からの鉄道輸送を経て、最終目的地へ輸送
- （２）国内鉄道用コンテナ貨物を出発地から最寄駅へ輸送、東京貨物ターミナル駅へ鉄道輸送し、東京港の C F S 等において海上コンテナへと詰め替えを行い、東京港から輸出

（実証事業の対象貨物）

第 3 条 実証事業の対象となる貨物は、次のいずれかの貨物とする。

- （１）東京港で輸入される海上コンテナ貨物であって、東京港の C F S 等において、海上コンテナから国内鉄道用コンテナへと詰め替えを行い、鉄道で輸送する貨物
- （２）国内鉄道用コンテナ貨物であって、東京港の C F S 等において、国内鉄道用コンテナから海上コンテナへと詰め替えを行い、東京港から輸出される貨物

2 前項に掲げる貨物は、次の要件を全て満たすものとする。

- （１）東京貨物ターミナル駅を鉄道輸送の発着駅として利用すること
- （２）1 本の海上コンテナ貨物を全て国内鉄道用コンテナに詰め替えること、もしくは複数の国内鉄道用コンテナ貨物を全て 1 本の海上コンテナに詰め替えること
- （３）原則として、従来の輸送方法であるトラック輸送と鉄道輸送の最終目的地（輸出の場合は、出発地）が同一であること

ただし、東京港から最終目的地までの費用の差額が示せる場合には、一部の国内鉄道用コンテナを異なる最終目的地へ（輸出の場合は、異なる出発地から東京港へ）輸送する場合も対象とすることができる。

（実証事業協力事業者等）

第4条 実証事業に協力する者（以下「協力事業者」という。）は、十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者で、鉄道コンテナ輸送を依頼する者又は営む者とする。なお、鉄道コンテナ輸送を依頼する者と営む者の共同提案も可とする。

2 次に掲げる団体は、この要綱に基づく実証事業の対象としない。

（1）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

3 共同提案する複数の事業者全てにおいて、第1項及び第2項の条件を満たすものとする。

（対象期間）

第5条 実証事業の対象期間は、令和3年7月1日から令和3年9月30日までとする。

（実証事業に要する費用の算定）

第6条 実証事業に要する費用は東京都の予算の範囲内で補助するものとし、本事業において対象貨物を取り扱った場合に、その国内鉄道用コンテナへの詰め替えによる鉄道輸送を行う場合に要した費用と、従来の輸送方法であるトラック輸送を行う場合の費用との差額とする。

（実証事業の申込）

第7条 実証事業の実施を申込する者は、東京港における物流機能（鉄道輸送）強化実証事業申込書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

（協力事業者の決定及び通知）

第8条 知事は、前条の申込があったときは、当該申込に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で実証事業に要する費用の補助金の交付を決定する。

- 2 補助金の額については、第6条に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。
- 3 知事は、協力事業者の決定をしたときは、その旨を東京港における物流機能（鉄道輸送）強化実証事業交付決定通知書（別記第3号様式）により速やかに申込者に通知する。
- 4 交付決定に当たっては必要な条件を付する。

（実証事業の変更等の承認申請）

第9条 協力事業者は、前条第3項の規定による実証事業に要する費用の補助金の交付決定通知を受けた後、対象事業の内容を変更しようとするとき又は対象事業の全部若しくは一部を中止しようとするときは、東京港における物流機能（鉄道輸送）強化実証事業（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実証事業の変更等の承認及び通知）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、東京港における物流機能（鉄道輸送）強化実証事業（変更・中止）承認通知書（別記第5号様式）により、前条の申請をした協力事業者へ通知する。

（実績報告）

第11条 協力事業者は、各月の実証事業の実績について、事業実績報告書（別記第6号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 協力事業者は、実証事業が完了した後、次の効果検証を行い、速やかに東京港における物流機能（鉄道輸送）強化実証事業最終実績報告書（別記第7号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- （1）費用の分析（鉄道運賃、トラック輸送運賃等の内訳を含む）
- （2）リードタイムに関する検証
- （3）貨物の詰め替えを行う施設に係る現況
- （4）輸送に係る手続き
- （5）事業の継続性及び改善点の抽出
- （6）その他鉄道を利用した輸送に関する課題

（補助金の確定）

第12条 知事は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東京港における物流機能（鉄道輸送）強化実証事業確定額通知書（別記第8号

様式)により速やかに協力事業者に通知する。

(補助金の支払及び請求)

第 13 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 協力事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による確定額通知を受けた後、速やかに請求書(別記第 9 号様式)を知事に提出するものとする。

(決定の取消等)

第 14 条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 実証事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 協力事業者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(5) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、協力事業者が前項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に該当した場合、協力事業者等の名称及び不正の内容を公表することができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、実証事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 第 12 条の規定により交付すべき補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 16 条 協力事業者は、第 14 条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、その返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた

補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第 17 条 協力事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 18 条 協力事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

(帳簿の保存)

第 19 条 協力事業者は、実証事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(調査等)

第 20 条 知事は、必要があると認めるときは、協力事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

(要綱の変更)

第 21 条 不測の事態が生じた際は、本要綱を変更することが出来る。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この実証事業の補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。